利用希望期間終了日までお手元に保管してください。

通年

令和９年度児童育成センターのご案内

◆保護者の方へのお願い◆



児童育成センターとは、保護者が就労などにより、昼間恒常的に留守家庭となるお子さまをお預かりする施設です。家庭での親子のふれあいは、子どもたちの喜びや心の安定につながり、とても大切です。お仕事がお休みの日などは、親子でふれあう家庭の日としてください。

利用できる児童

市内の小学校に在籍する小学１～６年生のうち、その保護者（児童と同一世帯に属する 65 歳未満の方全員）が次のいずれかに該当する場合　※兄姉（きょうだい）を除く

１　保護者が仕事をしている場合（就労の終了時間が午後１時 30 分以降となる日が、月～土で３日以上）

２　保護者に病気や心身の障がいがある場合

３　そのほか、家庭での保育ができない場合

※　特別な支援を要する児童については、事前に面談を行い、受入れ可能であるかを確認させていただきます。また、育成支援に必要がある場合に就学前通園先、通学小学校、その他関係機関に照会することや、利用開始後も必要に応じて、児童の様子や支援の内容等についてご相談させていただく場合があります。

【注意】

⑴　定員（１館 50 人※施設要件により異なる場合があります。）を超えた場合は、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

⑵　該当世帯に育成料の滞納がある場合は、利用できません。

＜高学年（４年生以上）の利用について＞

高学年の児童についても利用申請をすることができますが、定員を超える申請があったときの選考においては、低学年を優先させていただきます。

多くの学区で定員を超える申請があり、高学年の児童の入所が難しくなっていますので、あらかじめご了承ください。

利用許可期間

通年（４月１日～翌年３月３１日）　※　保護者が就労等により留守となる期間のみ

開館時間

１　授業のある日・・・・・・・下校時から午後７時まで（小学校から集団通所）

２　土曜日・長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）・学校代休日及びキッズデイズ
・・・・・・・午前８時から午後７時まで（保護者による送迎）

※　土曜日は利用児童が少ないため 11 か所の拠点開所となります。（岡崎市児童育成センター一覧参照）

※　長期休業期間（月～金曜日）、学校代休日及びキッズデイズは、別料金（事前申込）により午前７時 30 分から利用できます。

※　市立小学校及び愛知教育大学附属岡崎小学校の行催事に対応して開館します。

休館日

日曜日・国民の祝日・１２月２９日から翌年１月３日

おやつ

持参の場合は、常温保管が可能なものを各自ご用意ください。
原則、平日学校のある日は、前日の送迎時等にお預かりします。

お弁当

土曜日及び長期休業期間中など昼食が必要な方は、各自ご用意ください。

利用申請の手続き

1　申請期間　**令和８年 11 月 16 日（月）～12 月 15 日（火）**

⑴　上記申請期間に申請してください。上記申請期間を過ぎてからの受付は、先着順となります。利用希望開始日の１５日前までに申請が必要です。

※　申請後の利用開始希望日の変更は、原則不可とします。

⑵　上記申請期間は、４月中に利用開始する方のみとなります。利用開始希望日が５月１日以降の場合は、利用開始希望日の２か月前からの受付となります。

⑶　⑵の例外として、令和９年度中に育児休業から復帰予定の方は、上記期間内に**復帰日以降から**の利用を申請していただけます。ただし、育児休業期間の延長等により、就労証明書に記載の復帰予定日から変更があった場合は、利用希望のセンターに**速やかにご申告ください**。育児休業中にもかかわらず、ご申告なく利用していることが発覚した場合、年度途中であってもご退所いただきますのでご了承ください。

2　受付時間　**平日／午後１時 30 分～午後６時 30 分**　※ 土曜日の受付は行っておりません。

⑴　児童の育成支援が優先のため、お待ちいただく場合があります。

⑵　受付時には、申請内容の確認のため、多少お時間をいただきます。

3　申請受付場所　**利用希望の児童育成センター**

⑴　別紙「岡崎市児童育成センター一覧」をご参照ください。

⑵　**岡崎、城南、大門、竜美丘、緑丘、六ツ美南部、矢作南**学区への申請を希望される方は、別紙「岡崎市児童育成センター一覧」の注意事項もあわせてお読みください。

4　申請に必要な書類

【注意】　申請書類　⑴～⑶　を全て揃えて申請してください。
１か所でも不備がある場合は受付できません。

⑴　児童育成センター利用許可申請書［様式第１号］　※1

⑵　就労証明書等　※2

区　　分	利用許可期間	提出書類
就労	就労期間	**就労証明書** ＋ ・変則就労の場合 **シフト表** ・自営業主・業務委託の場合 **確定申告書、開業届**いずれかの写し ・自営業専従者の場合 **確定申告書、青色事業専従者に関する届出・変更届け出書**いずれかの写し ※　就労証明書は、国の標準様式（簡易版）を使用してください。 ※　記入例及び記載要領をよくお読みの上、作成してください。 ※　証明日が**令和８年９月１日以降**の書類を提出してください。 ※　単身赴任で住民票を移していない場合は、**単身赴任である旨を就労証明書「4　本人就労先事業所」に記載**してください。
出産	出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前から出産後8週間まで	**母子手帳の出産予定日と氏名が記入されたページの写し等**
入院	入院期間	**診断書**又は**入院計画書の写し（療養期間及び家庭での保育ができない旨が書かれたもの）**
傷病	療養に要する期間	**診断書の写し（療養期間及び家庭での保育ができない旨が書かれたもの）**
学生	在学期間	在学期間のわかる**学生証の写し**又は**在籍証明書　＋　カリキュラム**

障がい者		**障がい者手帳の写し等（内容によって家庭での保育ができない旨が書かれた診断書の写し）**
その他		就労証明に準ずる証明及び証明内容の根拠となる書類の写し　※３

※1　最新の様式（右下に 2026.11 と印字）を使用してください。
※2　住民登録上で児童と同じ世帯に属する 65 歳未満の方全員の証明が必要です。
　　※兄姉（きょうだい）を除く
※3　その他の区分（上記区分以外）に該当する方は、提出書類等についてこども育成課へお問合わせください。

⑶　児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書［様式第２８号］

①　児童手当法に基づき、育成料を児童手当から徴収できるとされています。負担の公平性を保つため、育成料に滞納がある場合は、申出書に基づき児童手当からの徴収を行います。
②　児童手当からの徴収は、原則、退所又は年度末を過ぎても育成料の未納がある場合のみ行い、入所中の徴収は致しません。

利用の許可

1　各センターでお預かりした申請書類は、こども育成課で書類審査を行います。
※　必要がある場合は、住民情報を参照させていただくことがあります。
　審査の結果、利用できる場合は、２月中旬頃に「児童育成センター利用許可通知書」を市から申請者へ郵送します。「児童育成センター利用許可通知書」が届きましたら、各センターへ連絡を取り、利用手続きを行ってください。
2　育児休業中の方は、復帰日（利用開始日）に合わせて順次「児童育成センター利用許可通知書」を郵送します。
3　土曜拠点について
　就労等により土曜日の利用が必要な場合は、**利用許可後の入所手続き時に**「児童育成センター土曜日利用登録申込書兼児童台帳」を提出していただきます。

育成料

1　金額：児童１人あたり　**月額 9,000 円**
⑴　早朝利用（長期休業期間の月～金曜日、学校代休日及びキッズデイズの午前 7：30～午前 8：00）は、申請時にお申込みが必要です。利用にあたっての追加料金は次のとおりです。

利用期間	早朝利用の追加料金
４月、12 月、１月、３月の長期休業期間	**各月 500 円**
７月の長期休業期間	**1,000 円**
８月の長期休業期間	**2,000 円**
学校代休日及びキッズデイズ※	**年 1,000 円**

早朝利用を変更する場合は、届出の提出が必要ですので、お早めにお申し出ください。
※　学校代休日及びキッズデイズの早朝利用の追加料金は、利用許可期間の最初の月にお支払い頂きます。早朝利用を希望し、代休日等に早朝利用をしなかった場合や当日欠席をされた場合でも追加料金が発生します（日割計算はございません）。
⑵　生活保護法による支援給付、児童扶養手当法による手当を受給する世帯は減免制度の対象となる場合があります。（別途、減免申請書、証書等の写しが必要です。）
⑶　利用を取り止める場合は、当月 15 日または当月末日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、センター開所日の末日）までに「取止届」を提出してください。届出がない場合は、利用がなくても育成料をご負担いただきます。

2　納入方法：口座振替　**毎月末日（金融機関が休業日の場合翌営業日）**

送迎

1　児童１人での帰宅はできませんので、必ず保護者の方がお迎えに来てください。
2　開館時間及び閉館時間をお守りください。
　※　利用時間開始前に児童が１人でセンターの外で待つことは絶対にお止めください。
　※　事故などの特別な事情がなく、センター閉館時間（午後７時）を過ぎてお迎えにくることを確認した場合は利用許可を取り消します。
3　学区外のセンターをご利用の場合や長期休業期間等は、保護者が責任を持って送迎してください。
　※　必要に応じてファミリー・サポート・センター（電話 87-5050）をご利用ください。

その他

1　育成料（兄弟姉妹の育成料を含む）を滞納している場合、利用を許可することができません。
2　申込書等に虚偽の内容があった場合、又は利用上のきまりを守れない場合は、年度途中でも利用許可を取り消します。
3　児童育成センター利用許可期間中に世帯構成、入所要件等申請内容に変更があった場合は、速やかにセンターへ変更届出書等を提出してください。

＜注意していただくこと＞

・仕事が終わった後は、速やかに児童のお迎えをお願いします。指定された駐車場をご利用ください。
・児童の送迎は、保護者の責任においてセンター開所時間内にお願いします。
・無断欠席をしないよう、出欠席、連絡事項は必ず支援員に連絡してください。
・ケガや事故防止のため、支援員の指示に従い、センターの決まりを守るようにしてください。
・自然災害などの緊急事態、大きなケガ等が生じた場合は、すぐに迎えに来ていただくことがあります。確実に連絡がとれる緊急連絡先をお知らせください。
・就業等に変更が生じて利用要件が消滅した場合は利用できません。
・育成料を世帯で３か月分以上滞納された場合、当該世帯の利用児童全員にご退所いただきます。
　※２人きょうだいで利用しており、２人それぞれが１か月分の育成料を滞納された場合は、世帯で２か月分の滞納と見なします。
・他人の物に損害を与えた場合又は、通常の使用方法以外の行為により備品などを破損させ、市に損害を与えた場合は、弁償をお願いすることがあります。
・提出書類の内容について調査を行うことがあります。

児童育成センター市公式ホームページはこちら

岡崎市こども部こども育成課　TEL２３－６３３０／FAX２３－７２９２

別紙

岡崎市児童育成センター一覧　令和９年４月１日五十音順

名称 ★は土曜日拠点	所在地	電話番号			
小豆坂	戸崎町藤狭 13-41	71-0388			
井田★	稲熊町後田 19－７	第１ 23-7891	第２ 21-8730	第３ 23-7856	
岩津	岩津町東山１８－１	45-1357			
上地★	上地３丁目 32－２	第１ 58-0400	第２ 52-9680		
梅園	稲熊町４丁目 12－１	第１ 25-7740	第２ 26-2468		
岡崎※１	針崎町大坪 10-7	第１ 71-1160	第２ 58-0262	第３（長期休業のみ） 携帯：090-1566-6822	
男川★	大平町皿田６－２	第１ 28-1181	第２ 26-0088		
北野★	橋目町家下３－１	第１ 32-5340	第２ 32-5560		
城南※２	城南町１丁目５－１	55-5390			
第２城南※２	城南町１丁目 11	52-5850			
大樹寺	鴨田町広元 31	22-1470			
大門★※２	薮田２丁目８－７	25-4500			
第２大門※２	大門４丁目４－１	22-0707			
第３大門※２	大樹寺２丁目８	73-7720			
竜美丘★※２	竜美東１丁目 10－１	55-5341			
第２竜美丘※２	竜美台１丁目４－１	53-2654			
常磐	滝町松谷 34－10	46-1005			
豊富	樫山町西之沢３	82-4588			
羽根	羽根町三丁目6番地 13	55-5950			
広幡	広幡町 11－１	21-5288			
藤川	藤川町一里山北５４	48-6002			
細川★	細川町長原 111－１	第１ 45-7660	第２ 45-7667		
美合	岡町上御給 49	58-3077			
三島	明大寺町仲ケ入 12	51-1282			
緑丘※２	美合町下長根 28	71-1739			
第２緑丘※２	美合町沢渡１２	53-1005			
六名★	上六名３丁目３－４	第１ 55-0699	第２ 55-0735	第３ 55-9781	第４ 55-9782
六ツ美西部	赤渋町道本 21－１	第１ 53-4666	第２ 53-7712		
六ツ美中部	下青野町井戸尻 87－１	43-3319			
六ツ美南部※２	中島東町３丁目 8-6	43-0521			
第２六ツ美南部※２	中島町字下井ノ上９－１	43-5513			
六ツ美北部★	井内町風見５４	第１ 58-2540	第２ 58-2555		
本宿	本宿町下三本松 5-1	48-8010			
矢作北	森越町山王 45-1	31-1213			
矢作西	宇頭町才六１－６	34-0313			
矢作南★※２	大和町西島 61－１	31-1230			
第２矢作南※２	大和町西島 57－１	32-1477			
山中★	山綱町天神２－１	48-5774			
連尺	城北町４	26-3560			

注意事項

※１　**岡崎**学区の申請について

「通年利用」「長期休業のみ利用」の2つの区分で申請受付・選考を行います。希望する方をお選びいただき、通年利用の場合は第1へ、長期休業のみの利用の場合は第2へ申請してください。

※２　**城南、大門、竜美丘、緑丘、六ツ美南部、矢作南**学区の申請について

複数センターがありますが、申請受付･選考は別々に行いますので、最も利用を希望されるセンターへ申請してください。申請先のセンターで定員以上の申請があった場合に、同一学区の他センターで定員割れとなれば、優先順位の高い方から順に他センターでの利用許可となります。同一学区のどのセンターでも入所が確定しなかった方は、申請先のセンターでキャンセル待ちをしていただきます。

児童育成センターの御利用の皆様へ

★重要★

育成料（兄弟姉妹の育成料を含む）を滞納している場合、令和９年度利用に係る入所選考及び利用許可に影響を及ぼす場合があります。毎月の納期限を厳守のうえ、滞納している育成料がないか今一度ご確認ください。

（英語）
For Child Rearing Center users
If you are in arrears with your child rearing center fee (including the fee for siblings), this may affect admission selection and permission for use in 2027. Please strictly adhere to the monthly payment deadline and check once again to see if there are any overdue payments.

（ポルトガル語）
Para os usuários do “Jidō Ikusei Center”
Se houver alguma pendência da mensalidade (incluindo dos irmãos), pode afetar na permissão para uso ou matrícula no ano Reiwa ９ (2027). Favor verificar se a mensalidade está sendo paga conforme o vencimento e se não há alguma mensalidade em atraso.

（フィリピン語）
Para sa mga gumagamit ng Child Rearing Center
Maaaring magkaroon ng epekto sa pagpili at pagpayag ng paggamit ng center para sa 2027, ang utang ng bayad (kasama ang bayarin para sa mga kapatid).
Siguraduhing kumpleto at hindi nahuhuli ang pagbayad, at siyasatin kung mayroong kakulangan sa bayarin.

（スペイン語）
Dirigido a las personas que utilizan el Centro Educacional Infantil
Si está atrasado en el pago de las cuotas del Centro (incluidas las cuotas que corresponde a los hermanos), esto puede afectar la admisión y el permiso de uso para el año 2027. Cumpla estrictamente con la fecha límite para el pago mensual y verifique una vez más si no tiene cuotas atrasadas o pendientes de pago.

（中国語）
利用儿童育成心的各位家长
　如果有拖欠育成费（包括兄弟姐妹的育成费），这可能会影响令和９年度入所评审和利用许可。所以要求大家严格遵守每月缴费期限，并请再次确认一下自己是否有育成费。